

神奈川県議会議員

たかはし
栄一郎
 かながわ自民党
 子育て議員の
 県政レポート

発行所

たかはし栄一郎事務所

横浜市保土ヶ谷区川辺町6星川プラザマンション1F

電話:045-337-1234 <http://takahashi.eco.to>

保土ヶ谷区から3期目の県議会議員として送り出させていただいて半年が経ちました。今年度は3度目の自民党県議団政務調査会副会長を務めさせていただき、県政の諸課題について取り組んでいます。2011年の東日本大震災直後に初当選させていただき、特に「安心・安全の確保」には様々な分野から取り組んできました。今年、県内にも甚大な被害をもたらした台風の上陸や豪雨など、国全体が日々の暮らしの安心・安全、そして「安定」を構築していかなければならない局面に立たされていると感じています。

一方、被災者の皆さんは日常の生活を取り戻すために前を向き、さまざまなご努力をいただいています。県として、必要な事が迅速に行われるように取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、私たちの心に希望や勇気を与える事柄にも焦点を当て、その光がさらに広く行き渡るような取り組みをしていきたいと思っています。

今回は第3回定例会より、自民党代表質問のご報告をさせていただきます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた 県民へのフェアプレー精神の醸成について

9月20日から行われたラグビーワールドカップ2019日本大会では、数多くの感動的なプレーが生まれ、パブリックビューイングを含め、横浜でも大変な盛り上がりを見ました。試合中の激闘から一転、試合終了後は敵味方関係なく「ラグビーを愛する仲間」という意味も込められているという「ノーサイド」にも象徴されるように、相手に敬意を表し競技を行うという精神は、ラグビーだけではなくスポーツ全般に言えることではないでしょうか。



来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます、平和の祭典であるオリンピック・パラリンピックで競技する選手にとっては、「勝利」が最も大事な目標であるだけでなく、それ以上にフェアなプレーに徹することが大切であり、そうしたプレーを行った選手こそが称賛される大会であるべきと考えます。

日頃の県民生活においても、こうしたフェアプレー精神が醸成されるような取り組みが必要と考え、知事の所見を問いました。

知事からは、『人類愛の金メダル』の事例も紹介され、「フェアプレーの精神はアスリートだけではなく、一人一人が日常生活の中で大切にしなければならない価値でもあり、共生社会の実現にもつながるものである。オリンピック・パラリンピックはこうしたフェアプレー精神を世界中の人々が共有し、心に刻み込むことができる絶好の機会。県としても、JOCと連携し中学2年生を対象に実施している「オリンピック教室」の場の活用や、県内各地で開催するスポーツイベントでの発信など、オリパラ大会を契機にフェアプレー精神の大切さを広く訴えていく。」と答弁がありました。

江ノ島ヨットハーバーが会場となった1964年東京オリンピックヨット競技で、優勝候補の選手が、海に転落した他国の選手の救出に向かったため、大幅に順位を落とすという出来事がおこりました。助けに向かった選手は「海で遭難事故を見つけたら、何をおいても救助に向かうのは海の男として当たり前」と笑顔でコメントしたことから、このエピソードは、「人類愛の金メダル」と呼ばれ、国境を越えて多くの人々の心を打ちました。



▲ 東京オリンピックの江ノ島ヨットハーバー桟橋

オリパラ2020大会では、横浜市保土ヶ谷区がブルガリア共和国のホストタウンとして登録され、保土ヶ谷公園サッカー場は公式練習場に決定されています。私達のすぐ身近でオリンピック・パラリンピアンと接する機会が増えることも予想され、子ども達には、様々なことを肌で感じてもらえる絶好の機会だと思います。スポーツを通じて日本を知り、世界を知り、多くの方々に夢や希望を与えられるような大会として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会成功に向けて、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っています。



県では、オリパラ代表に選ばれた本県ゆかりの選手にスポットを当て、その競技への思い・大会への決意などを動画にして、県民の皆さんが選手や競技を身近に感じ、大会の盛り上がりにつながっていくような取り組みを、これからも加速させてまいります。

子育て支援の更なる充実に向けて①

< 幼児教育・保育の無償化に係る県の支援について >



10月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、法成立から制度開始まで期間が短く、対象となる施設・事業が多く、制度が複雑であることから現場では混乱が広がっているようです。県としては現場や市町村に対し、制度の詳細を説明し理解を深める取り組みを行いながら、利用者に混乱や不公平感をもたらすような差異が市町村ごとに生じないよう、広域自治体として調整を行うとともに、運用面においても市町村を支援していく必要があると考えます。そこで県としての見解を問いました。

知事からは、「県では、保育所等関係者へ無償化について詳細を説明するとともに、現場の意見や要望を聴取し、必要な事項は国に改善を要望するなど、保育現場や市町村が十分に準備した上で、円滑に制度開始を迎えられるよう支援してきた。また保護者の理解促進にむけ、無償化特設ウェブサイトを作成し、制度の詳細について情報提供を行っている。さらに、市町村に対しては保育対策協議会において、国の担当者による説明会をこれまでに3回実施、市町村間で給付方法がばらつかないように、統一を図っている。また、県が管理する各認可外保育施設の届出情報を各市町村に提供するなど、事務の円滑化を支援している。

今後も想定外の事態に対応出来るよう、積極的に国や保育現場などから情報を収集し、課題や対処方法について市町村に情報提供するなど、子ども達が良質な幼児教育・保育を受けられるよう、スムーズな制度運用を目指し、しっかりと取り組んでいく。」と答弁がありました。

子育て支援の更なる充実に向けて②

<保育士の確保について>



幼児教育・保育の無償化の影響により、保育所の入所希望はさらに増加することが予想されることから、一層の待機児童対策が必要であり、保育所整備とあわせ、保育士の確保が必要不可欠となります。新たな保育士を増やし就職を促進、潜在保育士の復職を支援、現任保育士の離職防止を図るなど、様々な対策が必要と考えます。そこで、県内の保育士の更なる確保に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を問いました。

知事からは、「待機児童解消を図る上で、保育士の確保は非常に重要。本県では、平成27年度に国家戦略特区を活用して地域限定保育士試験を実施、試験回数を増やすことにより合格者数を増やし就職へと結びつけてきた。なお今年度の受験者数は、地域限定保育士試験の認知度向上で県外からの受験者が増えた結果、昨年度より約千人多い2,693人と大幅に増加した。また、今年度からは復職を目指す潜在保育士が短時間勤務を通じて現場感覚を取り戻すことを支援する事業や、保育士養成校と連携して学生が先輩保育士から直接話を聞ける就職相談会を開催するなど、新たな事業も開始した。しかし県内の保育士養成校を卒業する約2,500人の保育士のうち、毎年約1割が保育以外の分野に就職しているのが現状で、原因のひとつとして、保育実習で想像以上に事務仕事が多く、仕事のやりがいよりも辛さを強く感じてしまうケースが多いと聞いている。県として保育の仕事のやりがいが伝わる効果的な実習方法について関係者と検討し、実習のモデルケースなどを保育士養成校と保育所が共有できる仕組み作りなどを進めていくとともに、全市町村が参加する保育対策協議会の中で、働き方改革や広報など、様々な取組みを検討し、「県内どこでも待機児童ゼロ」の実現に向け、保育士の確保にしっかりと取り組んでいく。」という答弁がありました。

保育士としての夢が現実になるにつれて、憧れの保育士像と現実の仕事の量、そして命に関わる責任ある仕事であることのギャップに悩まされ、保育士になることを敬遠してしまう、また勤めても保育士としての感動を得ることなく早期離職してしまうケースも多いと聞いています。



将来を担う子どもたちの発達を促し、子どもたちの日々の成長を実感することができる、魅力のある仕事のひとつとして、県には率先して取り組むよう要望しました。その切り口として、保育士のステイタスを上げ、光をあてるようなドキュメンタリー映像などの作製、保育士の方々が現場でどんな想いを持ち、子ども達に接しているのか、そういったものを何とかして映像化して発信するといった『全国初神奈川モデル』にも是非取り組んでいただきたいと提案しました。

少子化といわれる時代の中で、すべての子ども達の保育の質の充実や環境整備、そこで働かれる方々の処遇の改善、保育と幼児教育と義務教育の連携など、これからも健やかな成長と学びに向けてしっかりと取り組んでまいります。

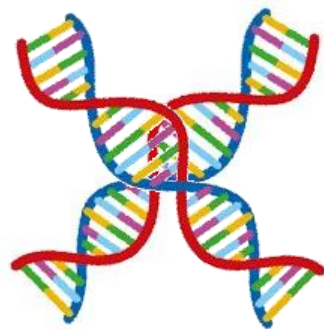
たかはし栄一郎 県政報告会開催中!

ご近所やお友達など少人数で集まって、お茶を飲みながら高橋栄一郎とお話しませんか?



県での出来事などもお話しさせていただきながら、皆様のご要望にお応えできればと思います。ぜひ皆さんのお話を聞かせてください。5人程度からでも伺います。機会を設けてくださる方は事務所までぜひご連絡ください♪

犯罪捜査におけるDNA型鑑定について



犯罪捜査においては、犯罪の悪質化、巧妙化等に対応するため、科学技術を駆使した捜査手法の高度化を推進することや、公判を見据えて一つでも多くの客観的証拠を収集することの重要性が叫ばれています。DNA型鑑定は科学捜査の代表格であり、被疑者の犯行を客観的に証明するための大きな柱の一つとして、犯罪捜査には必要不可欠なものになってきています。

そこで、県警察では、どのようなDNA型鑑定を行っているのか、犯罪捜査においてDNA型データベースはどのように活用されているのか、警察本部長に質問しました。

DNA型鑑定とは？

細胞の核の部分に存在するDNAの個人ごとに異なる部分を比較することによって、個人を識別する鑑定方法のこと。



警察本部長からは「神奈川県警察で行っているDNA型鑑定は、主にSTR型検査法と呼ばれるもので、本年度から導入された新しい検査試薬によって、日本人で最も出現頻度が高い場合でも約565京(兆の1万倍の単位)人に一人という極めて高い精度で、個人を識別することが可能になっている。検挙した被疑者から採取した資料や、被疑者が犯罪現場などに遺留したと認められる資料から得られたDNA型の記録は、警察庁において一元的に管理運用するDNA型データベースに登録することによって、全国規模で自動的に照合され、被疑者の割り出しや、被疑者の余罪確認などに活用されている。県警察では、科学捜査研究所において、年間1万件を超える資料の鑑定嘱託を受けてDNA型鑑定を行い、判明したDNA型を警察庁のデータベースに登録・照合し、犯罪捜査に活用している。被疑者や犯罪現場などから採取した資料のDNA型が、データベースに登録されているDNA型と一致した件数は、5年前には年間約400件であったものが、データベースの充実に伴い、昨年は約900件へと増加しており、また、長期にわたり未解決であった事件が、DNA型の一致をきっかけに被疑者の検挙に至るなど、多くの事件の解決にDNA型鑑定が役立っている。今後もより多くの事件解決に向け、積極的かつ適正に推進していく。」という答弁がありました。

今や、DNA型鑑定は科学技術の活用の最たるものとされ、防犯カメラ画像の利用、GPS捜査と並んで、警察の犯罪捜査に欠くことができません。その一方で、その活用においては県民が不安を抱くことのないよう、適正な運用と信頼性、安定性の確保が求められます。日々、多様化・巧妙化する犯罪に対して、県民の安心・安全をしっかりと守るために、これからも多岐にわたる分野で取り組んでまいります。

「たかはし栄一郎」県政レポート 配布ボランティアを募集しています！

①たかはし栄一郎の県政レポートをご近所等にポスティング
配布して下さるボランティアの方

②広報掲示板をご自宅等に設置して下さる方
(大きさ:90cm×90cm)

* **ご協力頂ける方がいらっしゃいましたら
事務所までご連絡ください**



県政に対する皆様のご要望を
お待ちしております!!

↓ご意見ご要望はこちらまで↓

たかはし栄一郎事務所

TEL:045-337-1234

FAX:045-337-1243

✉: takahashi.eiichirou@sky.plala.or.jp